

# 参考5、参考6 株式異動状況報告書の書き方例

- 参考5 株式異動状況通知書（税務署向け）記入方法・・・・・・・・・・ 1
- 参考6 株式異動状況明細書（投資家向け）記入方法・・・・・・・・・・ 2
- 見本1 直接投資の場合で株式取得時の優遇措置を受ける場合・・・・・・・・ 3
- 見本2 組合経由の場合で株式取得時の優遇措置を受ける場合)・・・・・・・・ 4
- 見本3 株式売却時の優遇措置を受ける場合・・・・・・・・・・ 5

## 参考5 株式異動状況通知書（税務署向け）記入方法

（参考5）株式異動状況通知書（税務署向け）

〇〇税務署長殿

租税特別措置法施行令第25条の12第8項又は同令第26条の28の3第8項の規定に基づく株式異動状況通知書

租税特別措置法施行令第25条の12第8項又は同令第26条の28の3第8項の規定に基づき下記のとおり通知いたします。

1. 投資家名及びその住所 **経済 花子 埼玉県さいたま市中央区新都心一番地1**

2. 異動内容

異動内容の記載例は、3ページ以降を参照してください。				払込金額	所有株式数	備考
譲渡	株減	-	-	株		
払込みによる取得	株増	円	円	株	※經由するすべての民法組合等を記載する	
贈与	□株減	-	-	株		
※組合からの脱退	※□株減	-	-	株	※□□組合を經由	
※地位の譲渡	※□株減	-	-	株	※□□組合を經由	

令和5年2月28日 税務書提出日を記載します。

会社所在地 **東京都千代田区霞が関1-3-1**  
 会社名 **経済産業株式会社**  
 担当者連絡先 **代表取締役 経済 太郎**

※1-民法組合等を通じて取得した株式の場合には、備考欄にその旨を明記すること。直接投資の場合は備考欄を削除して構いません。

※2-組合員の株式の異動事由が「組合からの脱退」及び「地位の譲渡」の場合には、異動年月日、持分の変動状況等の詳細を明記すること。

※3-その年最初に譲渡又は贈与があった日から12月31日までの間の株式の異動状況を記載し、翌年の1月31日までに税務署に提出すること。

## 参考6 株式異動状況明細書（投資家向け）記入方法

（参考6）株式異動状況明細書□（投資家向け）

投資家住所□ 埼玉県さいたま市中央区新都心一番地1

投資家名□ □ 経済 花子殿 → → → → 株式異動状況明細書

異動内容の記載例は、3ページ以降を参照してください。			払込金額	所有株式数	備考
払込みによる取得	株増	円	円	株	※経由するすべての民法組合等を記載する
株式分割	株増	-	-	株	
株式併合	株減	-	-	株	
譲渡	株減	-	-	株	
		-	-		
※組合からの脱退	※株減	-	-	株	※組合を経由
※地位の譲渡	※株減	-	-	株	※組合を経由

令和4年12月31日

□ □ 会社所在地 □ 東京都千代田区霞が関1-3-1  
 会社名 □ 経済産業株式会社  
 担当者連絡先 □ 代表取締役 経済 太郎

※1-民法組合等を通じて取得した株式の場合には、備考欄にその旨を明記すること。

※2-組合員の株式の異動事由が「組合からの脱退」及び「地位の譲渡」の場合には、異動年月日、持分の変動状況等の詳細を明記すること。

※3-払込みによる取得の時（払込みによる取得の時が2以上ある場合は、最初の取得の時）以後、株式の異動状況を記載すること。

①→ 払込みによる取得があった日の属する年の12月31日（株式取得の優遇措置を受ける場合）

②→ 投資家から「株式異動状況明細書」交付の申請があった日（株式売却時の優遇措置を受ける場合）

次の①又は②に掲げる日のうちいずれか遅い日までの  
 参考6は、発行会社から投資家に交付する書類のため、押印のないものを使用も可能ですが、当事者間でご相談の上、押印するか、否かをご判断下さい。（投資家の確定申告書の添付書類としては、押印は求められません。）

## 直接投資（＝企業が個人投資家から直接投資を受けたケース）の場合で株式取得時の優遇措置を受ける場合

### 【具体例】

東京太郎は、令和3年10月9日に株式会社△△の株式を一株単価100,000円で20株取得（普通株式）

→令和3年の確定申告でエンジェル税制の優遇措置を受けた。

令和4年5月8日 東京太郎は一株単価150,000円 10株取得 種類株式 A

令和4年8月20日 東京太郎は一株単価180,000円 30株取得 種類株式 B

→いずれも令和4年の確定申告でエンジェル税制の優遇措置を受ける予定

⑩

投資家住所□東京都○○区○○一丁目2番3号

投資家名□□東京□太郎□殿

異動年月日	異動事由	増減株式数	一株単価	払込金額	所有株式数
令和3年10月9日	払込みによる取得	20株増	100,000円	2,000,000円	20株
令和4年5月8日	払込みによる取得	10株増	150,000円	1,500,000円	30株
令和4年8月20日	払込みによる取得	30株増	180,000円	5,400,000円	60株

令和4年12月31日

会社所在地□東京都○○区○○二丁目3番4号

会社名□□□株式会社△△

担当者連絡先□090-○○-○○

### <記載上の留意点>

①「異動年月日」：確認書に記載されている「払込期日」をご記載ください。

②「異動事由」：「払込みによる取得」、「株式譲渡による取得」、「相続による取得」、「株式売却」、「株式分割」、「株式併合」などをご記載ください。もし、同じ基準日でも異なる種類の株式を取得し、かつ一株単価が異なる時のように、行を分けて記載するかどうかははっきりしないときは、確認書の記載に合わせてください。

③「増減株式数」：「払込みによる取得」、「株式譲渡による取得」、「相続による取得」、「株式分割」などの場合は「増」と記載し、「株式売却」、「株式併合」などの場合は「減」と記載してください。

④「一株単価」：確認書に記載されている「一株当たりの払込金額」をご記載ください。

⑤「払込金額」：確認書に記載されている「払込金額の総額」をご記載ください。

⑥「所有株式数」：現時点において保有する株式の総数をご記載ください。

⑦「備考」：様式集の参考6には「備考」欄がありますが、特殊な事情（例：組合経由による取得やクラウドファンด์を利用した取得など）がない場合は、記載しなくて構いません。記載しない場合には、備考欄を削除して構いません。

⑧「一覧表の左下にある日付」：エンジェル税制の優遇措置を希望する株式を取得した年の12月31日（例：令和4年12月31日）をご記載ください。

⑨「担当者連絡先」：会社の電話番号と担当者の携帯電話のいずれでも構いません。税務署の方が連絡しやすい方をご記載ください。

⑩「株式の種類の違い」：種類の別を記載する必要はありません。

⑪「投資家の住所・氏名」（会社の住所・会社名に変更があった場合）

確認書に記載されている投資家の住所・氏名や会社の住所・会社名をご記載ください。基本的には、株式異動状況明細書の数値等は確認書と一致している必要があります。ただし、税務署から、「確定申告書の提出日時点のものを記載してください。」もしくは「確定申告をする年の1月1日時点のものを記載してください。」との依頼があれば、それに従ってください。

## 組合経由（＝企業が組合等を経由して組合の組合員から投資を受けたケース）の場合で、株式取得時の優遇措置を受ける場合

### 【具体例】

- ・東京太郎が令和4年2月10日に株式会社△△の株式を一株単価10,000円 200株を直接取得
  - ・令和4年9月25日には、一株単価10,000円 263.16株取得 投資事業有限責任組合経由で投資（組合は5,000株取得し、東京太郎の出資価額割合は、1/19とする。）
- いずれも令和4年の確定申告でエンジェル税制の優遇措置を受ける予定

投資家住所□東京都○○区○○一丁目2番3号

投資家名□□東京□太郎□殿

↓

異動年月日	異動事由	増減株式数	一株単価	払込金額	所有株式数	備考
令和4年2月10日	払込みによる取得	200株増	10,000円	1,500,000円	200株	
令和4年9月25日	払込みによる取得	263.16株増	10,000円	2,631,578円	463.16株	○○投資事業有限責任組合経由で取得

令和4年12月31日

会社所在地□東京都○○区○○二丁目3番4号

会社名□□□株式会社△△

担当者連絡先□090-○○-○○

①～④異動年月日、異動事由、一株単価、所有株式数：  
見本1と同じです。

⑤「増減株式数」：組合経由で取得した場合、出資価額割合が割り切れない場合、確認書に記載されているように、小数点第3位を四捨五入した数値をご記載ください。見本では、 $5,000株 \times 1/19 = 263.1578 \dots = 263.16株$ と計算しています。

⑥「払込金額」：確認書に記載されているように、小数点以下を切り捨てた数値をご記載ください。見本では、 $5,000株 \times 10,000円 \times 1/19 = 2,631,578.947 \dots = 2,631,578円$ と計算しています。

⑦「備考」：投資事業有限責任組合経由で取得した場合は、「○○投資事業有限責任組合経由で取得」とご記載ください。クラウドファンディングを利用して取得した場合は、「クラウドファンディング事業者（株式会社○○）経由で取得」とご記載ください。

## 株式売却時の優遇措置を受ける場合

### 【具体例】

- ・令和3年3月16日、東京太郎は株式会社△△の株式を一株単価500,000円で20株取得
- ・令和4年10月12日、一株当たりの売却価額200,000円で10株売却
- 令和4年の確定申告で株式売却時の優遇措置を受ける予定

投資家住所□東京都○○区○○一丁目2番3号。

投資家名□□東京□太郎□殿。

。

異動年月日。	異動事由。	増減株式数。	一株単価。	払込金額。	所有株式数。
令和3年3月16日。	払込みによる取得。	20株増。	500,000円。	10,000,000円。	20株。
令和4年10月12日。	株式の売却。	10株減。	—。	—。	10株。

令和4年11月15日。

会社所在地□東京都○○区○○二丁目3番4号。

会社名□□□株式会社△△。

担当者連絡先□090-○○-○○。

（留意点）

- ① 「増減株式数」：株式を売却した場合、「増減株式数」は、減少した株式数をご記載ください（見本では10株）。
- ②③ （「一株単価」と「払込金額」）：株式を売却した場合、いずれも無記入としてください。売却価額などは記載する必要がありません。
- ④ 「一覧表の左下にある日付」：「投資家が企業に株式異動状況明細書の提出を求めた日」もしくは「申請企業から確認書と一緒に株式異動状況明細書が郵送された日」をご記載ください。

◆株式を取得した際、エンジェル税制の優遇措置を受けていたか受けなかったかで、上記の記載の仕方が変わることはありません。

◆株式取得時の優遇措置を受けていた場合、税務署に提出した株式異動状況明細書では、見本1のように「払込みによる取得」の行しか記載されておりません。投資家の方は、必ず企業に「株式の売却」の行も追加して作成するように求め、それを投資家に渡すようにお伝えください。「株式の売却」の行が記載されていないと、投資家は株式売却時の優遇措置を受けることができなくなる可能性があります。